

豊中市航空機騒音対策住宅等 移転資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第9条に規定する移転補償、国と大阪府が行なう空港周辺緑地整備事業に係る移転補償を受けて住宅等の建物の移転を行なう者が当該移転に要する資金(以下「移転資金」という。)を融資機関から借入した場合における借入金利子の一部を補給することにより、空港周辺整備事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。その交付については、豊中市補助金等交付規則(昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という)及びこの要綱の定めるところによる。

(利子補給の対象)

第2条 市は次の各号のいずれにも該当する者(以下「利子補給対象者」という)に対して利子補給金を交付する。

(1) 前条に規定する移転補償を受け、当該移転補償の対象となる建物等の移転に要する資金を融資機関から借入された者(その者が高齢、無収入等の理由により移転に要する資金を借りできない場合において、その者と同居する親族がその者に代わって融資を借入したときの当該移転補償を受けた者を含む。)

(2) 前号の移転補償の対象となる建物等が、豊中市の区域内に所在すること。

(融資機関)

第3条 この要綱による「融資機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関及びこれに準ずるものとして市長が認めるものをいう。

(補給対象資金及び補給利率)

第4条 市は、予算の範囲内において、次の表に掲げる利子補給対象資金につき、借り入れた資金の融資残高に対し、同表中の利子補給率を乗じて得た額の利子補給を行なう。

補給対象資金	補給対象額	利子補給率
大阪府航空機騒音対策住宅等移転資金利子補給制度に基づく利子補給が受けられる者に係る移転資金	1,000万円を超える部分 3,000万円以下の部分	年3.65%(当該融資機関にかかる貸付利率が年7.3%未満のものにあっては当該貸付年利率と年3.65%の差に相当する利率)
上記以外の者にかかる住宅等の移転資金	3,000万円以下の部分	年3.65%(当該融資機関にかかる貸付利率が年7.3%未満のものにあっては当該貸付年利率と年3.65%の差に相当する利率)

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間は、融資機関から融資を受けた日(その日が交付申込みのあった日の属する年(以下この条において「交付申込年」という。)の前年の場合は、交付申込年の1月1日)から5年間とする。

但し、繰上償還を行なった場合又は利子補給対象者の責めに帰すべき事由により期限の利益を喪失したときは、約定期間内において市長が認定した日までとする。

(交付の申込み)

第6条 利子補給を受けようとするものは、移転補償契約を締結した日の属する年の翌年の12月末日までに、規則第3条に規定する補助金等交付申込書を提出しなければならない。

2 前項の交付申込書には、第1号から第3号に掲げる書類(利子補給を受けようとする者が、第2条第1項括弧書に規定する当該移転補償を受けた者に該当する場合にあっては、第1号から第5号までに掲げる書類)を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 移転補償契約書の写し
- (3) 融資契約書の写しもしくは融資機関が発行する貸付証明書又はこれらに代わるべき書類。
- (4) 申立書
- (5) 住民票の写し

(残高証明書の提出)

第7条 規則第6条に規定する交付決定の通知を受けた者は、毎請求年12月末現在における当該融資機関の発行する融資残高証明書を翌年の2月15日(市長が特段の事情があると認めて別途指定した場合にあっては、当該指定日)までに提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第8条 市長は前条の残高証明書の提出を受けた後、必要な調査及び審査を行ない、適當と認めたときは、返済実績に応じて利子補給金を交付するものとする。

(変更等の届出)

第9条 利子補給金の交付決定の通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更届出書によりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 利子補給に係る融資額に変更があったとき
- (2) 約定に定められた返済ができなかつたとき
- (3) 前号に掲げるもののほか融資機関との契約の内容が変更されたとき

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和62年12月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成2年1月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成2年11月1日から実施する。

2 改正後の要綱は、平成2年1月1日以後の申請にかかる利子補給金から適用する。

3 平成元年12月31日以前の申請にかかる利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成3年1月1日から実施する。

2 改正後の要綱は、平成3年1月1日以後の申請にかかる利子補給金から適用する。

3 平成2年12月31日以前の申請にかかる利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

2 改正後の要綱は平成5年4月1日以後の申請にかかる利子補給金から適用する。

3 平成5年3月31日以前の申請にかかる利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 改正後の要綱は平成18年4月1日以後の申請にかかる利子補給金から適用する。

3 平成18年3月31日以前の申請にかかる利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。